

# 子ども条例の意義と創り方 (シリーズ②)

## 子どもの権利条約/こども基本法を活かす地方自治と学校を求めて

共催 公益社団法人子ども情報研究センター 国連 NGO 子どもの権利条約総合研究所

子どもの権利条約に基づく包括的立法として、こども基本法が 2022 年 6 月制定され、翌 2023 年 4 月施行されました。これを地方自治に有効に活かしていくことができれば、子どもの最善の利益の原則に基づく「子どもにやさしいまち(Child Friendly Cities)」を具体化できるのではないかと――。

そのために必要な「子ども(の権利)条例」について、その意義を改めて確かめ合い、そして実際に役に立つ条例が、どのようにすれば創れるのか。一緒に考え具体化していくシリーズ第 2 回です。

▼日時: 2024 年 11 月 10 日(日)

13:30~16:50 受付 13:00~

▼会場: 四天王寺大学あべの

ハルカスサテライトキャンパス

または期限付(3週間)後日視聴

▼定員: 30 人

▼申込: 下記 Google フォーム

または裏面用紙で

fax または電話にて

TEL 06-4708-7087

FAX 06-4394-8501

11/6(水)締切



▼参加費: 一般 1000 円

子ども情報研究センター個人会員

700 円

会場参加の方は現金/後日視聴の方

は下記振込【郵便振替】

加入者名(振込先):

公益社団法人子ども情報研究センター

口座記号番号:

00910-2-30092

□基調(15分)□

シリーズ第 2 回目の問題意識: 泉南市の場合

コーディネーター(田中文子)

□報告と対談(40分)+資料動画(20分)□

市民が語る子どもの権利条例の今とこれから

制定後 12 年を経た泉南市の子どもの権利条例。条例によってどんな「まちづくり」が進められてきたか。その検証に市民はどう参加してきたか。12 年前の条例づくりから参加してきた市民が、今何故子どもの権利条例か、語り合います。

泉南市子どもの権利条例委員会市民委員

青木 桃子 前田 百合子

□指定討論(20分)□

地方自治の基本的な枠組みとなる子ども条例

吉永 省三(泉南市子どもの権利条例委員会会長)

□質疑応答/意見交換/討議(70分)□

子どもの権利条約に基づく子ども条例

市民参加でどうつくるか・どう実施/検証するか

コーディネーター

田中 文子(子ども情報研究センター)

吉田 祐一郎(四天王寺大学)

**子どもの権利条約(1989)**は、日本では 1994 年に批准・発効しました。条約は第 3 条で、子どもの最善の利益を第一に考慮することを「国家の中核的義務」として、また全てのおとなの責務として定めています。そして第 12 条は、子どもの意見表明と参加の権利を定め、その尊重によって子どもの最善の利益を実現するとしています。このような**子どもの最善の利益の原則**に根差す「**子ども支援**」をテーマに、子ども支援学研究会は 2005 年から関西の地で始まり、広く市民に呼び掛けて、毎年 2 回開催しています。



FAX 送信方向

## 子ども支援学研究会 2024. 11. 10

ふりがな			
お名前			
参 加	<input type="checkbox"/> 会場 <input type="checkbox"/> 後日視聴		
ご所属			
TEL		FAX	
Mail			
備考	連絡や配慮事項などがございましたら、本欄にお書き添えください。折り返し連絡させていただきます。		

### ◆アクセス◆

四天王寺大学

あべのハルカスサテライトキャンパス（あべのハルカス オフィス棟 23階）

JR 天王寺駅・大阪メトロ 御堂筋線（谷町線） 天王寺駅・近鉄 南大阪線大阪阿 倍野橋駅 下車  
あべのハルカスオフィス棟 地下 入口 地下鉄御堂筋線西改札口前 より入場



FAX 06-4394-8501